

経営管理課

1 財政健全化関係

本市においては、平成 17 年度の旧三木市及び旧吉川町の合併直後からの財政運営の結果が、ここ数年で、収支の赤字補填のための財政基金の取崩しが必要という形で表面化してきており、このままでは数年のうちに同基金が枯渇してしまうおそれがあるなど、財政健全化が必要な状況となっている。

本市が将来にわたりまちの活力を保ち続け、今後においても着実にまちづくりを進めるためには、何よりも持続可能な財政運営が不可欠であることに鑑み、本市が財政的にまだ体力のある今のうちから、財政健全化に向けた取組に着手することとした。

令和 4 年度においては、次に掲げる取組を行った。

(1) 市財政の現状の市民への周知

市財政の健全化に向けた市民の理解・機運を醸成するため、広報みきで市の財政状況の特集記事（全 2 回）を掲載した（令和 4 年 6 月号及び令和 5 年 2 月号）。

(2) 財政健全化に向けた取組

将来にわたる持続可能な財政基盤の確立に向け、事業の総点検を実施しながら、「三木市財政健全化計画」を策定した。

時 期	内 容	備 考
令和 4 年 4 月 13 日 15 日	「三木市財政健全化計画」(案)の職員説明会を開催（4 回）	
令和 4 年 5 月 14 日 21 日	「三木市財政健全化計画」(案)の住民説明会を開催（2 回）	14 日：山田錦の館 21 日：市民活動センター
令和 4 年 8 月 29 日	「財政健全化推進本部会議」を開催	「三木市財政健全化計画」(案)の一部修正について協議
令和 4 年 9 月 9 日	「財政健全化推進本部会議」を開催	「三木市財政健全化計画」(案)の一部修正について協議
令和 4 年 11 月 8 日	「三木市財政健全化計画」を策定	上記の手続を経て、最終的な計画を策定

2 事務改善関係

10 年、20 年、30 年先の行政運営を見据え、業務の効率化に向けた全庁的な事務改善のマネジメントに継続して取り組んだ。

時 期	内 容	備 考
令和 4 年 4 月～	令和 3 年度に実施した全庁業務量調査を基に対象所管課を選定し、業務改善の取組を実施	

3 公共施設マネジメント関係

人口減少や少子・高齢化が進み、厳しい財政状況が見込まれる中、老朽化が進む公共施設が今後一斉に更新時期を迎え、維持・更新等にかかる財政負担の増大が懸念される。

こうした状況を踏まえ、限られた財源の中で将来にわたり質の高い市民サービスを提供するため、平成 28 年度に公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した「三木市公共施設等総合管理計画」を策定した。

令和 2 年度には個別施設の再配置に係る今後の方向性及び対策の実施方針を示した「三木市公共施設再配置方針」及び同方針に基づく個別施設ごとの長寿命化や複合化などの再配置対策、実施時期及び想定事業費を示した実行計画となる「三木市公共施設再配置計画」を策定し、人口規模や市

民ニーズに適合した公共施設等の適正規模・適正配置を推進している。

また、令和3年度には、「三木市公共施設等総合管理計画」について、「三木市公共施設再配置計画」などの個別施設計画等の内容も反映させた上で改訂した。

令和4年度においては、関係課と連携を図りながら、「三木市公共施設再配置計画」の進捗管理を行うとともに、公共施設の整備等におけるPPP/PFIなどの官民連携手法の検討を行った。

(1) 「三木市公共施設再配置計画」の進捗管理

主に次に掲げる施設について、関係課と連携を図りながら、進捗管理を行った。

ア 中央公民館等複合施設

(ア) 基本構想の策定（令和4年8月）

(イ) 中央公民館等施設複合化検討委員会の開催（令和4年4月、8月及び11月）

(ウ) サウンディング型市場調査（参加事業者数9者）の実施（令和5年2月）

イ 消防署吉川分署

「三木市公共施設再配置計画」における再配置対策の内容について、「長寿命化」から旧よかわ幼稚園跡への「移転による建替え」に変更した。

(2) PPP/PFIの推進

行財政運営の合理化及び健全化並びに市民サービスの一層の向上に向け、PPP/PFI手法の導入を検討していくために必要となる基本的な知識を整理するとともに、本市がPPP/PFI手法の導入を、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討していくに当たり、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示した「三木市PPP/PFI優先的検討方針」を令和5年3月に策定した。

なお、「三木市PPP/PFI優先的検討方針」の策定に当たっては、内閣府の「優先的検討規程運用支援」を受けた。

4 使用料・手数料の見直し関係

公共施設の運営管理や諸証明の発行などの行政サービスのコストを把握し、そのサービスを利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保すること及び利用者負担の適正化を図ることを目的とし、使用料・手数料の見直しの統一的な考え方となる「三木市使用料・手数料の見直し方針」を令和4年9月に策定した。

時期	内容	備考
令和4年8月5日	「財政健全化推進本部会議」を開催	見直し方針を協議
令和4年11月11日	「財政健全化推進本部会議」を開催	見直し対象とする使用料・手数料を協議